

平成30年度 滝川市 校外生活のみまり



子どもたちの「校外生活のみまり」については、各家庭でもルールについてしっかりと話し合しましょう。
 なお、細部につきましては各学校のみまりを参照してください。

項目	小学生	中学生	高校生
外出時間等	<ul style="list-style-type: none"> 4月～9月：午後6時30分まで 10月～3月：午後5時まで (暗くなる前に帰宅する。) 市外への外出は保護者同伴とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～9月：午後7時まで 10月～3月：午後6時まで 祭典等：午後8時以降は保護者同伴 身分のわかるものを持って外出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 午後9時まで 祭典等：午後10時まで ※細部については、各校のみまりに従う。
	<ul style="list-style-type: none"> 外出する時は、保護者に行き先や帰る時間、同行者を伝える。 外泊はしない。 		<ul style="list-style-type: none"> 華美にならない服装とする。 保護者に外出先を伝えるとともに、身分のわかるものを携行する。
	<ul style="list-style-type: none"> 知らない人の車には、誘われても絶対に乗らない。 不審者などを見かけた時は、大声をあげて近くの人や家、タクシー、コンビニなどに助けを求める。〈警察:110番にすぐ知らせる〉 お店や公共の場などでは、大声を出したり通路をふさぐなど利用者の迷惑になるような行為はしない。 		
カラオケ店や遊技場、飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ボウリング場やカラオケ店、ゲームセンターは保護者同伴とし、各店舗の利用規則を厳守する。(深夜(23:00～4:00)においては、保護者同伴でも店舗への出入りは禁止する。) 酒類を飲食する店、パチンコ、ビリヤード、麻雀店への出入りは禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 映画や食堂、レストラン、ファーストフード店、フードコートの利用は保護者の許可を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時間と各店舗の利用規則を厳守する。(深夜(23:00～4:00)においては、保護者同伴でも店舗への出入りは禁止する。) 酒類を飲食する店、パチンコ、ビリヤード、麻雀店への出入りは禁止する。
レジャー	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ、海水浴は保護者同伴。 サイクリングは、連絡方法を整え保護者の許可を得る。 魚つりはひとりでは行かず、小学生は保護者同伴。 花火は、保護者や大人の指導のもとで遊ぶこと。 		<ul style="list-style-type: none"> 保護者の同意を得て、身分のわかるものを携行する。 単独行動は禁止する。
スキー(スノーボード) スケート、プール	<ul style="list-style-type: none"> 保護者同伴。(市内に限り、5、6年生については、保護者の許可を得て友達と行くこともよい。) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の許可を得て行くこと。 	
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> 一切禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の許可を得て、学校に届ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の同意を得て、学校に届ける。
交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> 交通のみまりをきちんと守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上での遊びはしない。 	
自転車の乗り方	<ul style="list-style-type: none"> 二人乗りや夜間の無灯火、横並び走行は禁止する。 ヘルメットの着用(13歳未満は保護者の努力義務)を心がける。 冬期間は危険なため乗らないようにする。 原則的に車道を通行するが、歩道に乗る場合は歩行者の安全に注意する。(13歳未満の児童は歩道に乗る) 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道、踏切は押して渡る。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話やパソコンには、フィルタリングを設置し、利用していい時間や場所、使い方など、家の人とよく相談しルールを決めて使用する。 喫煙、飲酒、覚せい剤や大麻、危険ドラッグ等薬物の使用やナイフの持ち歩きは犯罪となるので絶対にしない。 金銭の貸し借り、物品の売買は禁止する。 		